

本資料は、「広島修道大学学術データポリシー」について、解説するものである。

広島修道大学（以下「本学」という。）は、建学の精神に基づき、「地球的視野を持って、地域社会の発展に貢献できる人材の養成」を理念に掲げている。また「広島修道大学における研究者の行動規範」に基づき、研究者は研究と教育に関する学術活動によって産み出された知的成果を蓄積し、それを社会に還元することで、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

以上に基づき、本学における学術データの管理、公開及び利活用に関するポリシーを以下の通り定める。

なお、本ポリシーは、本学における学術データの管理、公開及び利活用に関する方針を示すものであり、法令、契約、本学が定める規程等の実施に制約を与えるものではない。

本ポリシーは、広島修道大学（以下「本学」という。）の建学の精神及び「広島修道大学における研究者の行動規範」に基づき策定するものであることを示した。

また、学術データの管理、公開及び利活用にあたっては、本ポリシーに従うこととなるが、法令、契約、本学が定める規程及び各研究分野において要求される倫理指針等は、本ポリシーに優先して遵守されなければならないということを示した。

#### （学術データの定義）

1. 本ポリシーが対象とする学術データとは、本学における研究・教育活動の過程で研究者によって収集又は生成されたデータのうち、学術研究を目的として利用されうるものを指し、デジタルか否かを問わない。

ここでは本ポリシーが対象とする学術データの範囲を記している。

本ポリシーが対象とする学術データとは、本学における研究・教育に関する学術活動を通じて取り扱う「調査データ」、「実験ノート」、「メディアコンテンツ」、「プログラム」、「標本」、「史資料」、「論文」、「発表予稿」、「講演資料」等をいい、デジタルか否かは問わない。また、収集又は生成したデータだけでなく、それらを解析または加工して作成したデータも含まれる。

これらに加えて、学外の研究者や講師が、共同研究、施設利用、学術講演会、公開講座等、本学における学術活動を通して収集又は生成したデータも含むものとする。

なお、研究者が、過去に在籍した機関で収集又は生成した学術データであっても、本学在籍中にこれらを保持している場合には、本ポリシーの対象となる。

(原則)

2. 本学は、原則として、学術データを収集又は生成した研究者がその学術データの管理を行う権利と責務を有していることを認める。

本学における多様な研究を推進し、研究成果の創出を促進するためには、学術データの管理方法や公開の可否等について、当該データを利用して研究活動を行っている研究者の判断を尊重することが望ましい。特段の定め等がある場合を除き、原則として、研究者がその管理を行う権利を有することを明示した。

同時に研究者は、その研究の公正性や学術データの正確性・完全性・追跡可能性等を担保するために、適切な学術データの管理を行う責務も有していることを明示した。

なお、複数の研究者が共同して研究を実施する場合には、関係者と協議の上、学術データの管理に関する権利と責務の所在を明確にしておくことが望ましい。

また、他機関に所属する研究者等と共同研究を実施する場合も、学術データの管理に関する権利と責務の所在を契約等において明確にしておくことが望ましい。

(学術データの管理)

3. 研究者は、学術データの価値を守るため、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、その法的要件及び倫理指針等に従って学術データを管理しなければならない。

学術データの管理とは、データの収集、生成、整理、解析、加工、共有、保存、破棄等、学術活動の開始から終了までの学術データの取扱いを定め、これを実践することをさす。

研究者は、法令、契約、本学が定める規程及び各研究分野において要求される倫理指針等を遵守して、学術データの管理を行うことが要求される。また、本学では「広島修道大学における研究データの保存等に関する細則」に基づき研究データの保存年数を定めている。したがって、特別の理由がない限り、当該規定の年数を下回る設定はできない。

なお、研究者は、異動又は退職する場合、その管理する学術データの取扱いをあらかじめ定めなければならない。

(学術データの公開)

4. 本学及び研究者は、各研究分野の特質を踏まえ、その法的要件及び倫理指針等に従って、可能な限り社会に学術データを公開し、その利活用を促進する。

本ポリシーでは、学術データに関わる一連の行為の中でも、「知的成果の社会還元」を重視し、学術データの「公開」と「利活用」を強調している。ここでいう学術データの公開とは、学術データを他の者が利用できる状態にすること、学術データの利活用とは、公開した学術データから、より多くの知的成果等が生み出されるよう、データの価値を高めることをさす。

研究者は可能な限り、学術データを社会に公開し、その利活用の促進に努めるべきこと、

また、学術データの公開や利活用の実現のためには環境整備等が必要であるため、本学も公開の主体として、学術データの公開、利活用の推進に積極的に関与することを明示した。

(大学の役割)

5. 本学は、学術データの管理、公開及び利活用を支援する環境を整備する。

本学による具体的な支援として以下のものが考えられる。

- 1.学術データを管理するための管理基盤を提供する。
- 2.学術データ管理計画等、学術データの管理に関する計画や行動を支援する。
- 3.学術データを公開するためのデータリポジトリを提供する。
- 4.公開する学術データのメタデータ作成を支援する。
- 5.学術データの管理、公開、利活用に関する支援及び情報提供を行う。

(その他)

6. 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。

本ポリシーは社会や学術状況の変化に対応し、見直しを行うものであることを明示した。